

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界食料安全保障及びIFNAの推進に関する
情報収集・確認調査(QCBS) (国内業務主体)

調達管理番号：22a00920

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年3月22日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界食料安全保障及び IFNA の推進に関する情報収集・確認調査 (QCBS) (国内業務主体)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

本契約については、国内業務主体の契約となり、通常のコネクター等契約は異なる経費体系となるため、「契約約款第14条(契約金額の精算)第6項」は適用しないこととし、契約金額を超えての精算金額の確定は行いませんのでご留意ください。契約書上でその旨を記載します。

(4) 契約履行期間(予定)：2023年6月～2026年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の14%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の14%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 3月 28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問期限	2023年 4月 5日 12時
3	質問への回答 3月29日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 4月 3日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 4月 10日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、 本見積書及び別見積書、プロ ポーザル等の提出日	2023年 4月 14日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時からの2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 4月 27日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時からの1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で、本案件の競争に不当に有利となると JICA が判断した法人・個人は、競争参加資格なしとする場合があります。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICAウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及び

- 「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
- 2) 見積書（本見積書及び別見積書）、及び別提案書
- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
 - ③ 本文：特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
 - ⑤ 見積書・別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (4) 提出書類
- 1) プロポーザル・見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記4.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「全世界食料安全保障及びIFNAの推進に関する情報収集・確認調査（QCBS）（国内業務主体）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

近年アフリカ地域を含む世界各国において、ロシアによるウクライナ侵攻に起因して食料作物や肥料の国際価格が高騰し、一部の国では実質ベース5%を超える食料価格のインフレが発生している（IBRD, 2022）。特に、アフリカ地域の主な農業従事者である小規模農家は、気候変動による天候不順や、肥料アクセスの低下による影響に脆弱であることが指摘されており、昨今の気象の変化によって頻発している干ばつやサイクロンによって被害が拡大している状況にある。こうしたアフリカにおける食料危機の深刻化を受けて、JICAは2022年に「JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブ」を立ち上げ、緊急支援や中・長期的な協力の方針を打ち出した。

また、新型コロナウイルス（COVID-19）の蔓延による経済活動の停滞、失業者の増加によって、開発途上国の栄養不足人口は6.2億人（2019）から7.0~8.3億人（2021）に拡大し、アフリカでは2.6~2.9億人が栄養不足に陥っていると推計されている（FAO, 2022）。未だ世界で約9人に1人が飢餓または低栄養状態であり、5歳未満児の死亡の45%が低栄養に関係すると言われており、特にアフリカでは子どもの低栄養が増加傾向にあるが、世界的にも引き続きCOVID-19による栄養不良人口の増加が懸念されている。JICAはTICADVI（2016）において、「アフリカ開発のための新パートナーシップ」（NEPAD）と共に「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」（Initiative for Food and Nutrition Security in Africa :IFNA）を立ち上げ、アフリカにおける慢性的な栄養不足・低栄養を改善するために、2025年までの10年間にアフリカでの食と栄養の改善に係るマルチセクショナルなアプローチを通じた栄養改善活動の促進、及びこれらの活動の規模拡大を推進している。

世界的な食料危機や栄養不足人口の悪化を受け、強靱で持続可能な農業・食料システム構築や、食と栄養に基づく栄養改善活動をより一層促進するための情報収集及び関連業務を実施する。

第3条 調査の目的と範囲

本件業務は、アフリカ地域を含む世界各国において食料危機や食料安全保障の不安定化が懸念される中、農業・食料分野の世界各地域・国の動向について情報収集・分析・考察を行い、農業・食料分野が直面している課題や課題に対する対応策をタイムリーに把握し、内外の幅広い JICA 関係者に情報発信をすることで、各国において有効性の高い JICA 事業を推進するとともに、今後 JICA との連携が期待される幅広い組織・団体との連携に繋げることを主な目的とする。

また、栄養改善に係る JICA の戦略的な取組方針の提案、JICA の各国での栄養改善事業の推進のための JICA への技術的助言、栄養改善関連の研修や会議における発信等を通じて、IFNA や JICA の栄養改善に係る取り組みを技術面から支援することを目的とする。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 業務従事者への便宜供与

発注者は、受注者の業務従事者に対して、以下の便宜を供与する。

- 発注者が有する情報、文書、データ等のうち、業務に必要なものを提供する。

(2) 発注者との打合せ

個別に必要となる打合せに加え、発注者が開催する定例会（月2回各1時間程度）に参加する。

第5条 調査の内容

本件業務は、大きく以下の7つの業務から構成される。

- (1) アフリカを含む世界における食料安全保障に係る情報収集
- (2) IFNA クラスタ運営の補助と食と栄養に関する情報収集・分析業務
- (3) 課題別研修フォロー
- (4) IFNA 事務局支援業務
- (5) 栄養改善パートナー事業に係る支援業務
- (6) 食と栄養に関する情報発信及び広報
- (7) その他「食と栄養」に係る関連支援業務

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) アフリカを含む世界における食料安全保障に係る情報収集

以下1)～6)の情報を四半期ごとにまとめ、レポートを作成する（以下、「食料安全保障レポート」）。各種データは出典（引用元ウェブサイトのリンクを含む）を明記の上、表またはグラフ等を作成し、本業務期間中の推移を分かりやすく整理すること。なお、本レポートは、単に食料安全保障の関連情報を整理するものではなく、JICA 事業関係者（主として農業分野）に対してアフリカ等の途上国での業務の実施

に資する情報を提供できるものとする²。また、本レポートは、JICA 内外に公開することを前提に作成すること。

1) 世界各国の農業・食料分野での政策や措置に関する情報収集

アフリカを中心とする世界の食料生産の動向や農業産品輸出入体制、肥料等の農業投入財の価格・供給量、気候変動の影響等に関して情報収集を行う。

2) 食料安全保障の強化のための農業政策・戦略等の情報収集

世界的なパンデミックや国際紛争、気候変動等の影響により、食料安全保障や強靱な農業・食料システムの構築の関心が高まっている。主にアフリカを対象に、各国の食料安全保障に係る政策や戦略の動向を調査・分析し、「国別食料安全保障プロファイル」（1カ国あたりA4版2ページ程度を想定）を作成する³。

なお、「国別食料安全保障プロファイル」では、各国の食料安全保障に関連する政策・戦略についてそれぞれ概要・目標を整理するとともに、同政策・戦略に基づく同国の事業や、JICA や国際機関の支援について記載することを想定している。

3) 国際金融機関・援助機関の動向、国際的枠組みの情報収集

農業・食料分野に関連が深い国際機関⁴を中心に、食料安全保障に係る政策や取組、国際的枠組み・イベントの情報・資料を収集し、その概要を整理する。

4) 食料安全保障分野における JICA 事業の整理

JICA では 2022 年に「JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブ」を立ち上げ、アフリカで拡大する食料危機に対して、緊急支援及び中・長期的視点からの協力を展開する。JICA 経済開発部が提供する関連事業の資料をもとに、上記イニシアティブの成果・進捗を更新する。

5) 食料安全保障に係る JICA 事業の広報・対外発信

上記 4) で更新したアフリカ食料安全保障イニシアティブに関する情報をもとに、年 1 回 JICA ホームページやパンフレット等の広報資料に掲載する記事を作成・更新する。

6) 持続可能な農業・食料システムの構築や気候変動対策に寄与するイノベーション・DX 技術の情報収集

気候変動や国際経済の悪化等の外生的ショックに対して強靱で適応可能な農業システムや DX 技術を活用した農業分野におけるイノベーションについて情報を収集する。

² 特に「JICA 食料安全保障イニシアティブ」（次頁（1）4）及び配布資料を参照）に含まれる JICA 事業を念頭に、各国で実施中の事業関係者が参照可能な情報を整理頂きたいと考えています。レポートの具体的な目次案や収集する主な農業データについて具体的な提案をお願いします。

³ 必ずしも詳細な情報のすべてを同プロファイルのなかで記述する必要ありません。プロファイルを参照することで、各国における食料安全保障の概要（政策、実施事業等）が理解でき、プロファイルに記載される情報源（レポートや URL 等）を確認することで必要な情報が得られるものを想定しています。なお、「食料安全保障レポート」の別添資料として毎年度 4 カ国の作成を想定しており（履行期間全体で 11 カ国程度）、また、対象国は担当部（経済開発部）と協議の上、決定します。

⁴ 特に世界銀行（WB）、国際通貨基金（IMF）、アフリカ開発銀行（AfDB）、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、世界食糧計画（WFP）を想定しています。

7) 国際的なイベント等における対外発信に係る支援業務

上記4)のイニシアティブについて、今後国際会議等のイベントにおいて対外発信、広報活動を実施する予定である。受注者は、発注者と協議の上、国際的イベントで使用する発表資料・発言要領、また、発注者が主催するイベントのコンセプトペーパー等の作成、登壇者候補者⁵のリスト作成・アレンジを行う。

(2) 食と栄養に関する情報収集・分析業務

1) 食と栄養分野の事業実績の要約・更新

アフリカ各国における栄養関連分野の JICA の協力、課題別研修、JICA 海外協力隊派遣、UNV 派遣、民間連携事業、草の根事業、また、栄養改善を主目的とする保健や水衛生分野の JICA の協力、SHEP など農業分野の協力の有無を、必要な関係者に確認の上、一つの表で整理する⁶（以下、「JICA 栄養事業の総括表」）。同表には、毎年の技プロと課題別研修の政府職員向け・農家向けの研修実施人数、課題別研修の帰国研修員で活発に活動しているものがあるかどうかも記載する。これらは、四半期に一度2カ国程度について更新する。

なお、JICA 栄養事業の総括表は国別に情報を整理することを想定しているが⁷、十分な情報が得られる場合には、JICA が事業を実施している・関係する地域（州レベル）ごとに情報を整理すること。

2) 発注者内部向け勉強会の開催と議事録の作成

発注者が開催する栄養関連の勉強会（1時間程度）において、上記1)で収集・整理した情報等について、発表する。発表テーマについては、発注者と協議して設定する。なお、勉強会実施後、簡単な報告メモを作成すること。内部向け勉強会は以下（5）1) 栄養改善パートナー向け勉強会と合わせて、月1回（毎年度12回程度）開催するものとする⁸。

3) 国別栄養プロフィール（案）の作成

特定国（毎年度2カ国程度）の栄養政策、事業等の栄養関連情報を収集し、その情報を以下の項目で整理し、国別の「栄養プロフィール」⁹（発注者指定様式、和文）のドラフトを作成する。

- ・ 栄養関連政策、制度、規制
- ・ 栄養を取り巻く状況、課題（課題を知るためのデータソース）
- ・ 栄養改善実施体制
- ・ 栄養関連事業

⁵ 登壇者は JICA 関係者となる予定です。なお、受注者が登壇者に同行するなど、直接イベントに参加することは想定していません。

⁶ 表の形式は発注者が指定します。

⁷ 縦軸に国を、横軸に JICA 栄養関連事業の実施の有無を整理することを想定しています。

⁸ 発注者内部向け勉強会と栄養改善パートナー向け勉強会の発表テーマと実施スケジュール案、講師案などをプロポーザルでご提案ください。

⁹ 既存の「国別栄養プロフィール」は JICA ウェブサイトを参照ください。（『栄養改善：広報資料・詳細情報』 URL: <https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/more.html>）

4) 栄養関連プロジェクトのレビューと介入手法への助言

JICA 及び他の援助機関・研究機関によって行われた栄養に関するプロジェクト（調査・研究を含む。）のレビューを行い、教訓を抽出する。発注者が指定するテーマ¹⁰に基づいて毎年度5案件程度の介入内容とその結果を比較する。

(3) 課題別研修のフォロー

1) 帰国後研修員の情報整理

2020年度から2022年度にJICAが実施した、食と栄養に関連する課題別研修（下表）の帰国研修員のうち、自国で活発に活動している研修員の活動や事業内容について、JICA国内機関等から情報を収集し整理する。また、本業務の履行期間中に同様の研修が実施された場合、それらの帰国研修員についても情報を収集する¹¹。

帰国研修員のフォロー対象の課題別研修

年度	研修コース名	定員	言語
2020	農業を通じた栄養改善（A）	12名	英語
2020	農業を通じた栄養改善（B）	12名	仏語
2021	農業を通じた栄養改善（A）	12名	英語
2021	農業を通じた栄養改善（B）	12名	英語
2022	マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善（政策策定者向け）（A）	12名	英語
2022	マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善（政策策定者向け）（B）	12名	仏語
2022	マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善（実務者向け）	24名	仏語

（注）担当国内機関はいずれも筑波センター、委託先はNPO法人国際農民参加型技術ネットワーク（IFPaT）。

2) 研修員へのオンラインアンケートの実施

「IFNAにおけるICSA展開促進及び研修事業促進基礎情報収集・確認調査」を参考に帰国研修員への質問票を作成の上、アクションプランの実施状況を確認するため、オンラインアンケートを実施する¹²。その後、好事例、アクションプランの実践を阻害する要因を整理し、「帰国研修員調査報告書」としてまとめる¹³。こちらの情報に基づきJICAが現地調査を計画・実施し、帰国研修員の活用方法及び課題別研修の改善点を把握することを想定している¹⁴。

¹⁰ テーマの例は以下のようなものを想定しています。「栄養関連事業における食生活の見える化と自己決定」、「ジェンダー関連の介入」、「重層的な普及チャネルの活用」、「マルチセクショナルアプローチ」。これらのテーマの考え方の例となる資料を配布します。

¹¹ 2023年度及び2024年度を対象にします。

¹² 同調査の最終報告書別添『ICSA帰国研修員調査報告書』を配布します。

¹³ 2020年度～2022年度と2023年度～2024年度に分けてそれぞれ作成する。

¹⁴ 毎年度8月までに実施することを想定しています。

3) 帰国研修員のネットワーク形成

栄養改善パートナー通信（以下（5）3））等の国内栄養事業関係者向けの既存の広報・コミュニケーションツールを参考に、帰国研修員のネットワーク形成と JICA とのコミュニケーション・プラットフォームを形成する¹⁵。

（4）IFNA 事務局支援業務

1) IFNA 運営委員会を構成する 10 機関¹⁶に係るドナーマッピングの作成

IFNA 事務局と協力しつつ、運営委員の 10 機関の窓口担当者から、各機関の栄養分野の事業のリスト（事業名、対象国、事業内容、事業規模）を入手し、発注者と相談して整理の上、ドナーマッピング図を作成する。その際には、必要に応じ IFNA に参加する各国関係者とコミュニケーションを取り、情報収集・整理を行う。

2) IFNA 地域研修員¹⁷のネットワーク形成

前述の（3）3）のプラットフォームを活用して、IFNA 地域研修員のネットワーク形成と JICA とのコミュニケーションを促進する。

（5）栄養改善パートナー事業に係る支援業務

「栄養改善パートナー事業」は、農業・保健・教育・水・コミュニティ開発等の食と栄養に関連する分野で、栄養改善活動に関心のある JICA 海外協力隊、専門家及びコンサルタント等（以下、「栄養改善パートナー」という。）のネットワーク化を図るプラットフォームである。JICA 内に設置している栄養改善パートナー事務局は、これら栄養改善パートナーに対し、栄養改善事業に係る事例の共有等を行い、途上国の栄養問題への取組みの活動を支援している。

1) 栄養改善パートナー向け勉強会

発注者が開催する栄養改善パートナー向け勉強会において、講師として栄養改善パートナー（特に JICA 海外協力隊）向けの講義を行う（2 時間程度）。勉強会は、途上国に滞在する栄養改善パートナーが参加できるようにするため、オンライン会議ツールを利用して行うこととし、栄養改善に関する取組みを各国で促進することに資する内容となるよう留意する。本勉強会の開催頻度は、上記（2）2）内部向け勉強会と合わせて月 1 回（毎年度 1 2 回程度）の開催とする。（そのうち年 4 回程度は専門家会合として実施する。）

¹⁵ これまで国内の栄養事業関係者は「栄養改善パートナー」として栄養改善パートナー通信の発信、Facebook での情報提供、勉強会などを実施してきました。過去の課題別研修の研修員に対しても、これらの取り組みを踏まえて、帰国研修員間の情報交換が可能なプラットフォームの形成を想定しています。プロポーザルにおいて、帰国研修員のネットワーク形成に資する取り組みや工夫の提案を求めます。

¹⁶ アフリカ開発銀行（AfDB）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国際農林水産業研究センター（JIRCAS）、アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）、国連児童基金（UNICEF）、世界食糧計画（WFP）、世界保健機関（WHO）、世界銀行、JICA。

¹⁷ アフリカ各国の栄養フォーカルポイントのうち、IFNA 事務局がアフリカ各地域で実施する地域研修に参加する研修員のこと。

2) 栄養改善パートナー講座（協力隊候補生向け）の講師

栄養改善に係る JICA 事業の紹介、栄養改善パートナーへの登録勧奨を目的に、二本松及び駒ヶ根の青年海外協力隊訓練所の協力隊候補生向けに栄養改善に係る課外講座の講義を行い（60分程度）、講義終了後、参加者の希望に応じて質問・相談を受ける（30分程度）。

講義の内容は国際社会、特に途上国における栄養に関する基礎知識と JICA 事業の事例紹介を中心とし、協力隊員の赴任国における栄養改善に関する取組みの実践に資するものとする。また、JICA グローバル・アジェンダとの連携を行う協力隊員に対する説明も含む。なお、講義資料は事前に発注者と相談の上作成し、講座終了後のアンケート結果をもとに必要に応じて資料を改訂する。

講座は、青年海外協力隊訓練所での開催を毎年度 4 回程度実施し、オンライン会議ツールを利用して開催する¹⁸。

3) 栄養改善パートナー通信の配信

栄養改善パートナーへの情報発信媒体「栄養改善パートナー通信」¹⁹のドラフトを作成し、発注者の確認を受けた上で最終版を提出する。通信の内容は、栄養改善パートナーの活動の紹介や栄養に関する基礎知識等を含むものとし、和文 A 4 版 4 枚程度の PDF ファイル形式で作成する。発行頻度は隔月を基本とし、毎年度計 6 回とする。

(6) 食と栄養に関する情報発信及び広報

1) JICA ウェブサイト記事の作成

(2) の業務で収集・整理した情報、事例をもとに JICA ウェブサイト更新のための記事を作成する。四半期ごとに発注者が更新の必要性を確認し、それに基づいて記事を作成する。

(7) その他「食と栄養」に係る関連支援業務

1) 栄養関連の DAC²⁰統計（マーカー確認）及び支出実績の算出に係る作業

毎年、技術協力等及び有償資金協力における栄養マーカーを付与する実施中案件の支出実績²¹について、人間開発部からマーカー付与案が来るので、これをダブルチェックする。

¹⁸ JICA 海外協力隊候補生の訓練期間中に実施することを想定しており、具体的な日時は両訓練所と調整の上、決定する。

¹⁹ 配信済みの通信はリンク先よりご確認ください。（『「栄養改善パートナー通信」バックナンバー』 URL: <https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/partner/backnumber.html>）

²⁰ 経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会。

²¹ OECD は、2018 歴年実績から、栄養分野への拠出実績を正確に把握するべく政策マーカー制度を導入。本件はこれに対応するもの。

2) 国際会議、イベント等で使用する技術参考資料・統計資料等の作成

資料の内容は、上記(2)で収集した情報等に加え、発注者から提供されるイベント等の情報をもとに必要な追加情報を収集し、発注者の指示のもとに取りまとめるものとする。製本、冊子、ポスター作製などが必要な場合は発注者がこれを行う。

第6条 報告書等

(1) 報告書等

報告書等(下表)のドラフトを作成し、経済開発部との協議を踏まえて下記提出時期までに最終化する。なお、提出は電子データ(PDF、必要に応じてExcelまたはWord)とする。

報告書等	提出時期
食料安全保障レポート	契約開始後四半期ごと(6月 ²² 、9月、12月、3月 ²³ の各月末)
国別食料安全保障プロフィール	毎年度3月末 ²³
JICA栄養事業の総括表	契約開始後四半期ごと(6月 ²² 、9月、12月、3月 ²³ の各月末)
国別栄養プロフィール	毎年度3月末 ²³
栄養関連プロジェクトのレビュー	毎年度3月末 ²³
帰国研修員調査報告書(2020年度~2022年度)	2024年1月末
帰国研修員調査報告書(2023年度~2024年度)	2026年1月末
栄養改善パートナー通信	偶数月末日まで

(2) 最終報告書(和文1部、電子データのみ)²⁴

最終報告書の目次・構成案はJICA経済開発部と協議の上、決定するが、以下の項目を含むものとする。なお、提出期限は契約履行期間の末日とする。

- 農業・食料分野の世界各地域・国の動向に関する情報収集・分析・発信業務に関する教訓・考察
- 本調査の業務を通じて得られた、栄養クラスター運営や、これを支援する業務に関する教訓・考察

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

²² 2023年6月は含まれません。

²³ 2025年度は3月ではなく2月とします。

²⁴ 製本は不要です。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	食料安全保障レポートの目次案と収集する主な農業関連データの一覧。	第5条調査の内容「(1) アフリカを含む世界における食料安全保障に係る情報収集」及び第6条報告書等
2	「国別食料安全保障プロファイル」の構成案。	第5条調査の内容「(2) 食と栄養に関する情報収集・分析業務」及び第6条報告書等
3	内部向け及び栄養改善パートナー向け勉強会の計画案(テーマ、講師等)。	第5条調査の内容「(2) 食と栄養に関する情報収集・分析業務 2) 発注者内部向け勉強会の開催と議事録の作成」及び 「(5) 栄養改善パートナー事業に係る支援業務 1) 栄養改善パートナー向け勉強会」
4	帰国研修員のネットワーク形成及びJICAとのコミュニケーション促進のための仕組み及び工夫。	第5条調査の内容「(3) 課題別研修のフォロー 3) 帰国研修員のネットワーク形成」

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：食料安全保障及び栄養改善に係る各種調査・広報業務・技術協力

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／IFNA推進
- 農業・食料システム

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.95 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／IFNA 推進】

- ① 類似業務経験の分野：IFNA 推進及び栄養改善に係る各種業務（調査含む）
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：農業・食料システム】

- ① 類似業務経験の分野：食料安全保障、農業・食料システムに係る各種調査業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、2023年6月中旬から2026年3月上旬までの約33カ月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.35人月（現地：0.00月、国内：14.35月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／IFNA促進（3号）
- ② 農業・食料システム（4号）
- ③ 栄養改善／広報

3) 渡航回数 の目途 全0回

本業務では現地渡航・現地業務を想定していません。

(3) 現地再委託

本業務では再委託を想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「With コロナ時代の農業・農村開発分野支援に関する情報収集・分析業務委託」最終成果品
- 「2020-2022年度 IFNA・栄養関連活動に関する情報収集・広報支援業務委託契約」最終報告書
- 栄養関連プロジェクトのレビューのテーマ例
- 「IFNAにおけるICSA展開促進及び研修事業促進基礎情報収集・確認調査」ICSA帰国研修員調査報告書

- アフリカ食料安全保障イニシアティブの説明資料
- 2) 公開資料
 - 栄養改善パートナー通信
(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/partner/backgroundnumber.html>)
 - Facebook 配信 (<https://www.facebook.com/jicanutrition/>)
 - 国別栄養プロフィール
(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/more.html>)

(5) 対象国の便宜供与
本業務では想定していません。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

(1) 報酬について

報酬単価（上限額）については、別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2)国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

(2) 契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

27,218,000円（税抜）

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**

上記の費目については、直接経費分のみならず一般管理費等も提示ください。一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用ください。

(5) 定額計上について

定額計上はありません。

(6) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(8)	
(1) 類似業務の経験	4	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(52)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	22	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	25	
(3) 要員計画等の妥当性	5	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
	(28)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／IFNA 推進</u>	(28)	(12)
ア) 類似業務の経験	7	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(12)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	6
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>農業・食料システム</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	4	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	